

秋田公立美術大学学部教授会規程

平成25年4月1日

規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学学則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号。以下「学則」という。）第15条第5項の規定に基づき、学部に置く教授会（以下「学部教授会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 学部教授会は、学則第3条第4項各号の専攻又は同条第5項各号のセンター（以下「専攻等」という。）に専任の教授が所属していないときは、当該専任の教授が所属していない専攻等に所属する准教授1人を構成員に加えるものとする。

2 学則第15条第2項および前項に規定する学部教授会の構成員のうち、休職中の者については、構成員から除くものとする。

(令和6規程16・一部改正)

(議長)

第3条 学部教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 学部長に事故があるとき、又は学部長が欠けたときは、学部長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(招集)

第4条 学部教授会は、議長が招集する。

2 議長は、構成員の3分の1以上の者から書面で会議に付すべき事項を示して請求があったときは、学部教授会を招集しなければならない。

3 議長は、学部教授会の日時、場所および会議に付すべき事項を開催日の5日前までに構成員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(定足数)

第5条 学部教授会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 学部教授会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(議決)

第7条 学部教授会の会議の議事は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、学部教授会が特に重要と認めた事項に関しては、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(議事録)

第8条 学部教授会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(会議の非公開)

第9条 学部教授会の会議は、原則として非公開とする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、学部教授会の運営等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日規程第10号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規程第16号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年9月27日規程第16号)

この規程は、令和6年10月1日から施行する。